

外国人社員に活躍してもらうために

税務・社会保険・在留資格・労務管理の留意点とは。

(1月15日、日外協・大阪商工会議所共催セミナー「外国人社員の税務・社会保険・在留資格」を基に編集)

EY 税理士法人 パートナー
ピープルアドバイザーサービス
藤井 恵

適法に労働できる資格が不可欠

外国人社員の雇用形態は様々である。自社の正社員として、海外子会社(親会社)からの駐在員・出向者として、1年未満の短期間で特定のプロジェクトのために、派遣社員・アルバイトとして、業務委託、実習生として。いずれの場合も適法な在留資格を保有していることの確認や当局への書類提出などが求められる。

Q1 在留資格とは？

在留資格とはいわば、「活動内容や身分」の許可。外国人が日本で従事できる活動、または入国・在留できる身分・地位について類型化し法律上明らかにするためのもの。

在留資格を管轄するのは、法務省の出入国在

留管理庁。在留資格を確認するための書類は、中長期在留者なら在留カード、それ以外はパスポートに貼付される証印(許可年月日・在留期限・在留資格・在留期間および上陸空港名が記載)になる。

外国人社員は、採用時だけでなく雇用中も(その仕事ができる)就労可能な在留資格を保有しているか、期限が切れていないか確認する必要がある。在留資格の確認を怠ると、会社側が「入国管理法違反」で罰せられる可能性がある。

Q2 就労が認められる在留資格は？

約30もの在留資格のうち、就労が認められる主な在留資格は図表1の通り。

Q3 永住者や日本人の配偶者などは？

図表1 就労が認められる在留資格

在留資格	該当例	在留期間	人数 (19年6月時点)
高度専門職	研究者、技術者、経営者等の高度人材	1号：5年 2号：無期限	1万3038人
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、語学講師等	5年、3年、1年、3カ月	25万6414人
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	5年、3年、1年、3カ月	1万8141人
技能実習	技能実習生	5年、3年、1年、3カ月	36万7709人
特定技能	特定産業分野の各業務従事者	1号：最大5年	20人

出所：講演資料から抜粋

図表2 身分に基づく在留資格

在留資格	該当例	在留期間	人数 (19年6月時点)
永住者	永住許可を受けたもの	無期限	78万3513人
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	5年、3年、1年、6カ月	14万3246人
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、わが国で出生し引き続き在留している実子	5年、3年、1年、6カ月	3万9537人
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等	5年、3年、1年、6カ月、指定期間	19万7599人

出所：講演資料から抜粋